

2023年8月

基本契約締結等のお手続きについて



東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



目次

1. 託送供給等に必要な各種契約について	2
<参考> 振替供給兼基本契約について	3
2. お手続き方法	
2-1. (事前準備①) 経済産業省, 広域機関への手続きについて	5
2-2. (事前準備②) 広域機関システム利用に関する各種コードの取得	6
2-3. 基本契約締結に関する申込み手続き (1)	7
2-3. 基本契約締結に関する申込み手続き (2)	8
<参考> 承諾書の提出省略について	9
<参考> 託送関連データ提供システム	10
2-4. 手続きの流れ (接続供給)	12
2-4. 手続きの流れ (振替供給)	13
2-4. 手続きの流れ (発電量調整供給)	14
<参考> 要件別の問い合わせ一覧について	15



1. 託送供給等に必要な各種契約について

- 新たに託送サービス（接続供給，振替供給，発電量調整供給）を希望される場合，供給地点・受電地点のお申込みに先立ち，各種基本契約のお申込みをしていただきます。

○締結が必要な契約書等一覧（初回申込み時）

【接続供給】

- ✓ 接続供給兼基本契約書
- ✓ 臨時接続送電サービス工事費支払いにかかる覚書
- ✓ 計量器交換にかかる覚書
- ✓ 連絡体制に関する確認書

【振替供給】

- ✓ 振替供給兼基本契約書

【発電量調整供給】

- ✓ 発電量調整供給兼基本契約書
- ✓ 低圧記録型計量器以外の計量器の受電地点における受電電力量の算定に関する覚書
- ✓ 連絡体制に関する確認書

【参考：各種契約書締結に関する「託送供給等約款」該当箇所】

（託送供給等約款 17 契約書の作成）

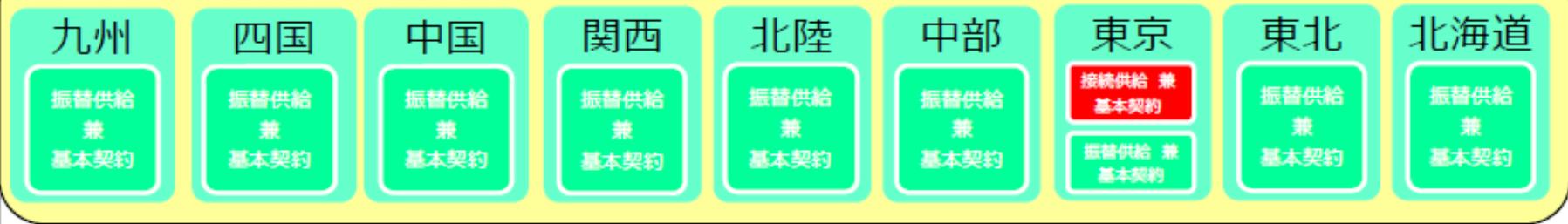
- 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。



<参考> 振替供給兼基本契約について

- 東京エリアで「接続供給」を希望される場合、沖縄電力を除く一般送配電事業者（東京含む）と振替供給兼基本契約の締結が必要となります。（東京エリアのみで接続供給をされる場合も締結が必要です）

例：東京エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



例：関西エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



- ①：スポット市場等のJEPX各種市場から電気を調達する場合は、予め沖縄電力を除く一般送配電事業者と「振替供給兼基本契約」を締結していただく必要があります。
- ②：電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」といいます）により、当社エリア外の発電契約者と自動紐付けが行われる可能性があるため、沖縄電力を除く一般送配電事業者と「接続供給兼基本契約」を締結する場合、当社と「振替供給兼基本契約」を締結していただきます。



お手続き方法



2-1. (事前準備①) 経済産業省, 広域機関への手続きについて

- 小売電気事業等の電気事業を行うには、広域機関への加入申込みを行う必要があります。
- 加入申込み後、経済産業大臣への登録申請（小売）または届け出（発電）を実施いただく流れとなります。
(お手続きの詳細は、経済産業省および広域機関のホームページを参照してください)

◆経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/>

◆電力広域的運営推進機関HP

<https://www.occto.or.jp/>

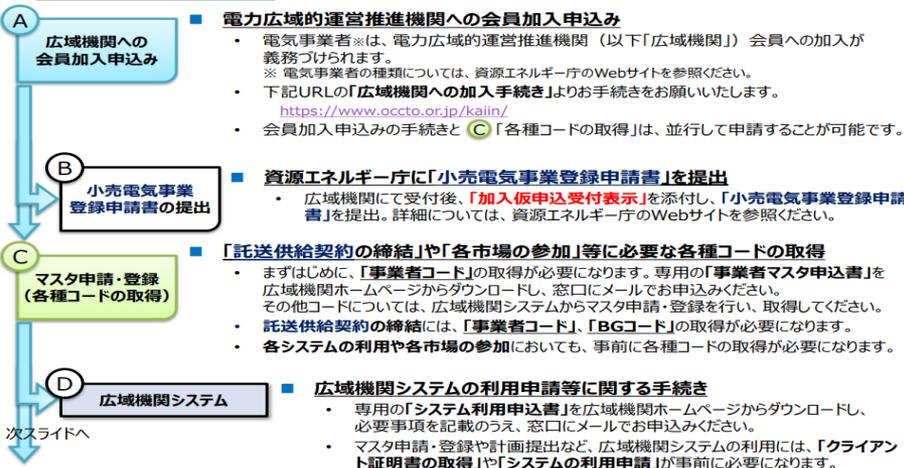
【小売電気事業を開始する方の加入手続き
(現在広域機関の会員でない方)】

【発電事業を開始する方の加入手続き
(現在広域機関の会員でない方)】

1. 小売電気事業を開始する方の手続きの流れ (1)

4

小売電気事業を開始するにあたり、以下手続きが必要になります。

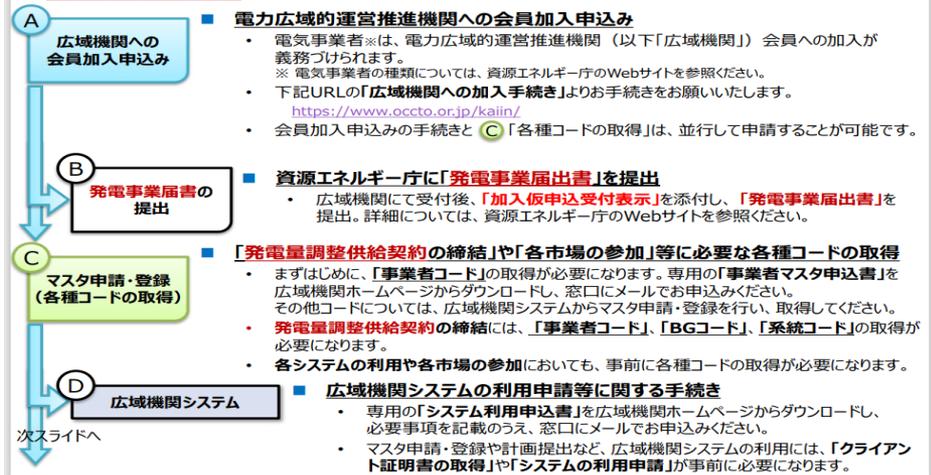


出典：小売電気事業を開始する方の手続き（スタートアップガイド）電力広域的運営推進機関
https://www.occto.or.jp/occtosystem2/files/230609_kouri_startup_guide.pdf
(2023年7月19日に利用)

1. 発電事業を開始する方の手続きの流れ (1)

4

発電事業を開始するにあたり、以下手続きが必要になります。



出典：発電事業を開始する方の手続き（スタートアップガイド）電力広域的運営推進機関
https://www.occto.or.jp/occtosystem2/files/230609_hatsuden_startup_guide.pdf
(2023年7月19日に利用)

- ◆ **すべての電気事業者※は広域機関への加入手続きが必要となります**
- ◆ **小売電気事業を開始される場合は、経済産業大臣に登録申請書を提出する必要があります**

※ 「電気事業者」とは電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいいます

2-2. (事前準備②) 広域機関システム利用に関する各種コードの取得

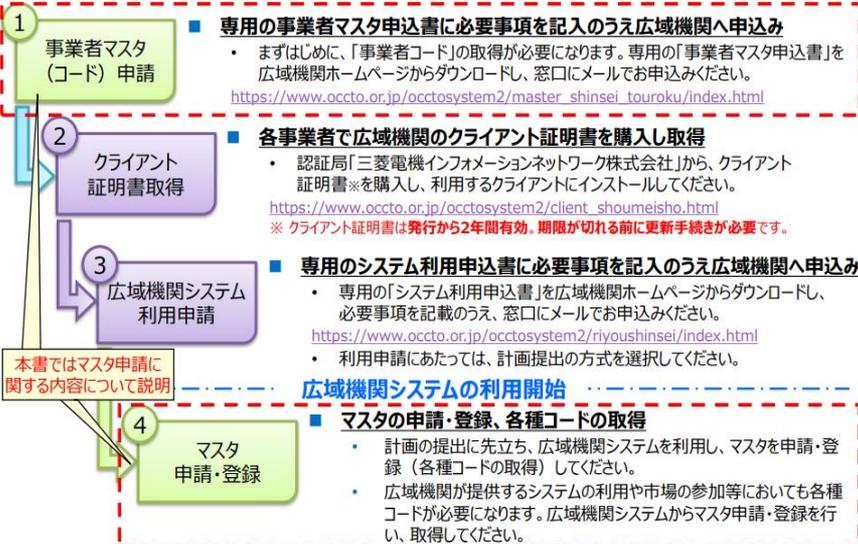


- 「接続供給」、「発電量調整供給」のご利用には各種計画の提出が必要となるため、各種基本契約のお申込み前に、事前に広域機関から事業者コードおよび各種マスタのコードを取得していただきます。
- なお、各種マスタのコードを取得するには、クライアント証明書が必要となりますのでご注意ください。(お手続きの詳細は、広域機関へお問い合わせ願います)

2. マスタ申請・登録に関する一連の流れ

6

広域機関システムを利用したマスタ申請・登録（各種コードの取得）には、「**クライアント証明書の取得**」や「**システムの利用申請**」が事前が必要になります。



4. マスタの申請者および申請方法

8

- 4 マスタ申請・登録**
- マスタ登録に関する申請者と申請方法については、以下のとおり。
事業者マスタの新規登録は、メールでの申請のみとなります。

#	マスタの種類	説明	申請者	申請方法			
				新規		変更・削除	
				メール	広域機関システム	メール	広域機関システム
1	事業者マスタ	事業者コードを取得するために必要なマスタ。自己託送等により1事業者が複数の事業者コードを所有する場合があります。	電気事業に係る者 ※1	○	-	- ※2	○
2	BGマスタ	各バラシグループの組成情報を登録するマスタ。	発電BG：発電契約者 需要BG：代表契約者	-	○	-	○
3	発電所マスタ	系統コードを取得するために必要なマスタ。バイオマス発電所等の場合、1発電所に複数の系統コードを割り当てられる場合があります。	発電事業に係る者 ・ 発電契約者 ・ 発電事業者 ・ 発電所の所有者	- ※2	○	- ※2	○
4	計画提出者マスタ	発電契約者を登録するマスタ。	発電契約者	-	○	-	○
5	需要調達計画マスタ	需要調達計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	需要BGの代表契約者	-	○	-	○
6	発電販売計画マスタ	発電販売計画に記載するBGコード、系統コード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	発電契約者	-	○	-	○
7	需要抑制計画マスタ	需要抑制計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	需要抑制契約者	-	○	-	○

※1 広域機関の会員、自己託送を行う者、発電所の所有者、需要抑制契約者、容量市場や需給調整市場に参加するアグリゲータ等。
※2 計画提出が不要で広域機関システムを利用しない事業者等については、メールで申請してください。

出典：マスタの申請・登録の手引き（電力広域的運営推進機関）
https://www.occto.or.jp/occtosystem2/files/230714_master_tebiki.pdf
(2023年7月19日に利用)



2-3. 基本契約締結に関する申込み手続き（1）

- 提出書類：各種託送サービスのご利用に向け、ご提出いただく書類は下表のとおりとなります。
- 申込期限：原則、供給開始希望日（各月の1日）の2ヶ月前。
※供給地点および受電地点の工事内容によって、早まる場合がある点ご注意ください。
- 申込方法：ネットワークサービスセンターまで申込書類をメール送付後（押捺済みPDF等）郵送。
- 書類ひな形・記載方法：次ページ記載。

託送サービス名称	提出書類
接続供給	接続供給兼基本契約申込書※1
	承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書※2
	ヒアリングシート（需要規模，電源調達方法，適格請求書事業者登録番号等）
	口座振込依頼書
	託送関連データ提供システム利用申請書※3
振替供給	振替供給兼基本契約申込書
発電量調整供給	発電量調整供給兼基本契約申込書※1
	承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書※2
	ヒアリングシート（計画者コード，適格請求書事業者登録番号等）
	口座振込依頼書
	託送関連データ提供システム利用申請書※3

※1：基本契約申込については別紙は不要です。 ※2：詳細は9スライドを参照ください。

※3：詳細は10スライドを参照ください。



2-3. 基本契約締結に関する申込み手続き (2)

申込方法	住所・メールアドレス等
郵送先情報	〒135-0016 東京都江東区東陽四丁目11番38号 J M Fビル東陽町01 東京電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター 託送契約グループ 宛
託送契約G メールアドレス	nsc-keiyaku@tepcoco.jp タイトル例：【〇月〇日供給開始】接続供給兼基本契約申込 (〇〇株式会社)

【申込書類等・記載例について】

● 弊社HP

(<https://www.tepcoco.jp/pg/consignment/retailservice/>) 内

【電力小売託送サービス-新たに託送サービスを開始される場合のお手続き-申込書式】をダウンロード願います。

● PDF資料【基本契約等申込書式について】をご確認いただき、必要書類選択のうえ、必要事項記載願います (記載例あり)。

東京電力パワーグリッド 企業情報 一般のお客さま 発電事業者さま・小売電気事業者さま

電力小売託送サービス

サービスの概要

- ・接続供給サービス >
- ・振替供給サービス >
- ・発電量調整供給サービス >
- ・需要抑制量調整供給サービス >
- ・再生可能エネルギー電気供給サービス >

新たに託送サービスを開始される場合のお手続き

- ・契約締結等のお手続き (1.55MB) >
- ・自己託送に係るお手続き (2.1MB) >
- ・自己託送開始に向けた事前準備について (契約の要件等確認フォーマット) (1.24MB) >
- ・申込様式 (各種基本契約) (2.56MB) >

ダウンロード

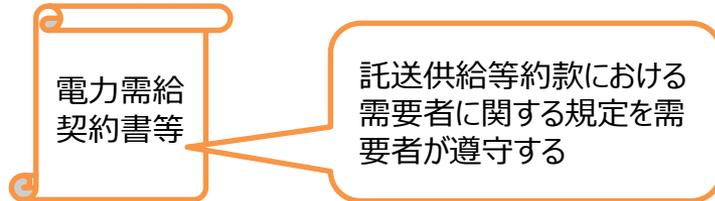
(1) 接続供給兼基本契約申込み...	ファイル フォルダ
(2) 振替供給兼基本契約申込み...	ファイル フォルダ
(3) 発電量調整供給兼基本契約...	ファイル フォルダ
(4) 需要抑制量調整供給兼基本...	ファイル フォルダ
(5) 社名変更等届出関連	ファイル フォルダ
(6) 契約廃止申込み関連	ファイル フォルダ
基本契約等申込様式について	PDF ファイル

<参考> 承諾書の提出省略について

- **承諾書の提出について**：託送供給等約款における契約の要件として「契約者が，需要者に託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守させること」および「需要者が託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること」が規定されています。このため，各地点の契約申込み時に，承諾書をご提出いただく必要があります。
※ 発電者に係る承諾書の場合，需要者を発電者，契約者を発電契約者と読み替えます。
- **承諾書の提出省略について**：上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予めご提出していただくことで，承諾書のご提出を省略することができます。なお，スイッチング支援システム利用に関し，事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

【承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書の内容】

- ① 契約者（または発電契約者）と需要者（または発電者）間の需給契約書等で 担保されていること



- ② 契約申込み時に，接続供給契約（または発電量調整供給）の実施に必要な需要者（または発電者）情報の提供承諾があること



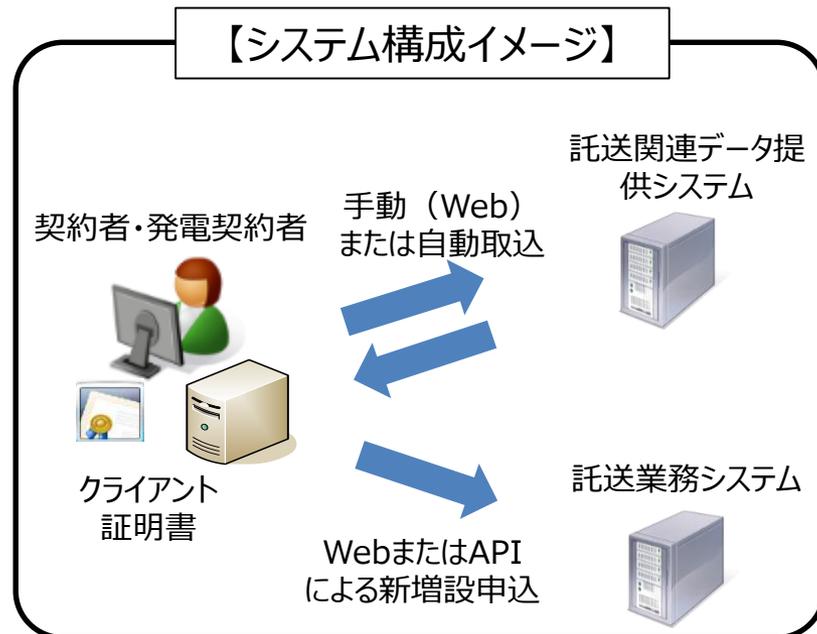
- ③ 電力需給契約書等の写しの提出（一般送配電が提示を求めた場合のみ）





<参考> 託送関連データ提供システム（1）

- 当社は、「30分電力量」、「確定使用量」、「託送料金計算結果等」は託送関連データ提供システムを通じて提供いたします。
- このため、新規契約者の方は、託送関連データ提供システム利用申請書の提出が必要となります。
※ 押印済みPDFと電子データ（Excel）をお送りください。押印済み原本の郵送は不要。
- なお、託送関連データ提供システムを利用するために、クライアント証明書の取得・ユーザ登録が必要となります。このクライアント証明書は、低圧需要にかかわる新設、設備変更、契約変更、および撤去の申込みを、託送業務システムから申込むためにも必要となります。
※ 当社によるクライアント証明書の登録完了後、システムのURLをご連絡いたします。



【参考：クライアント証明書に関する留意事項】

- ✓ 当社の託送関連データ提供システムを利用するには、広域機関システム同様、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社の託送業務システムのクライアント証明書を取得してユーザー登録をする必要があります。
- ✓ クライアント証明書には、有効期限（2年）があり、有効期限満了にともなう再取得を行う必要があります。
- ✓ 利用者情報が変わった場合には、クライアント証明書の再取得およびユーザー変更をする必要があります。
- ✓ 利用者がクライアント証明書を利用しなくなった場合には、利用者の削除をする必要があります。

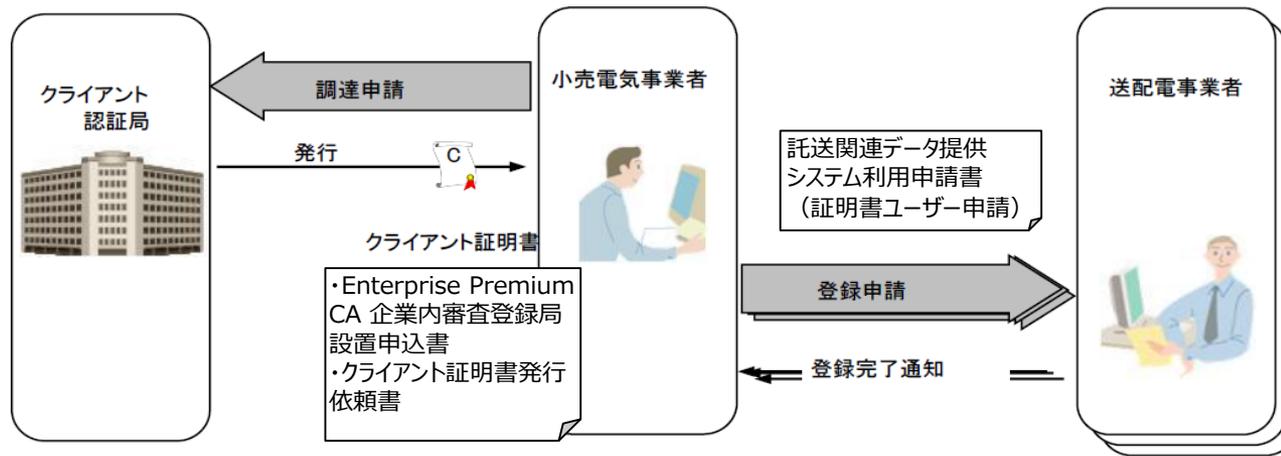


<参考> 託送関連データ提供システム（2）

【託送関連データ提供システムご利用手続きフロー】

電子証明書の調達・登録申請（新規・更新）

-	実施者			処理内容
	利用者	送配電事業者	クライアント認証局	
STEP 1	○			◆ 電力広域的運用推進機関が定める申込手順および三菱インフォメーションネットワーク株式会社「Enterprise Premium 電子証明書発行サービス」運用管理規定に従い、クライアント証明書を申請してください。 http://www.eppcert.jp/occto/occto.html
STEP 2			○	◆ 利用者へクライアント証明書が発行されます。
STEP 3	○			◆ 対象となる一般送配電事業者へクライアント証明書の記載内容等を所定の様式で通知し、登録申請を行ってください。
STEP 4		○		◆ 登録完了後、その旨を利用者へメール等で通知します。一般送配電事業者によっては、2週間程度要する場合があるため、利用者は余裕をもって申込を行ってください。



小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格

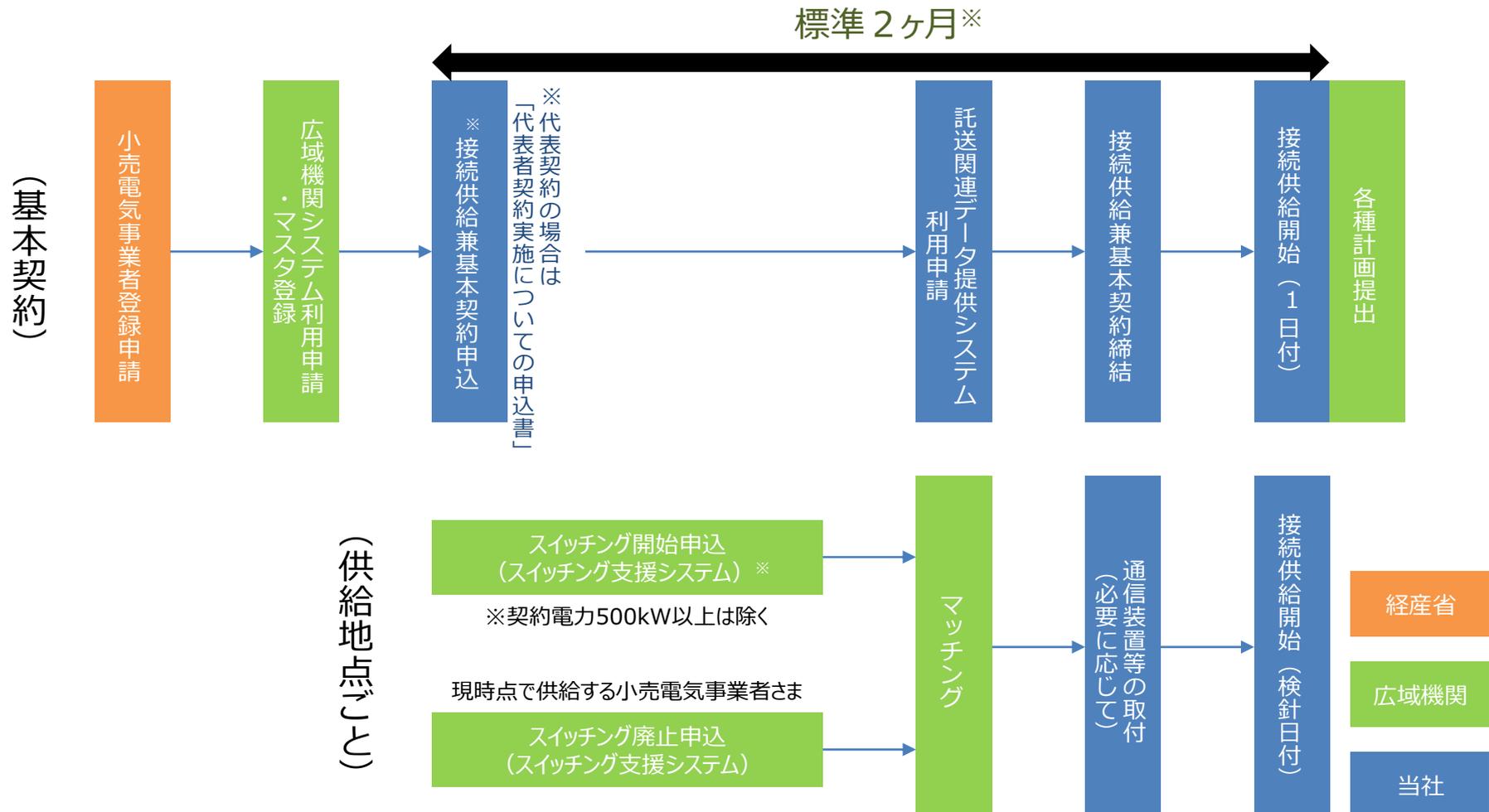
出典：電力広域的運営推進機関

託送関連データ提供システム利用申請書（参考）利用手続きフローより抜粋



2-4. お手続きの流れ（接続供給）

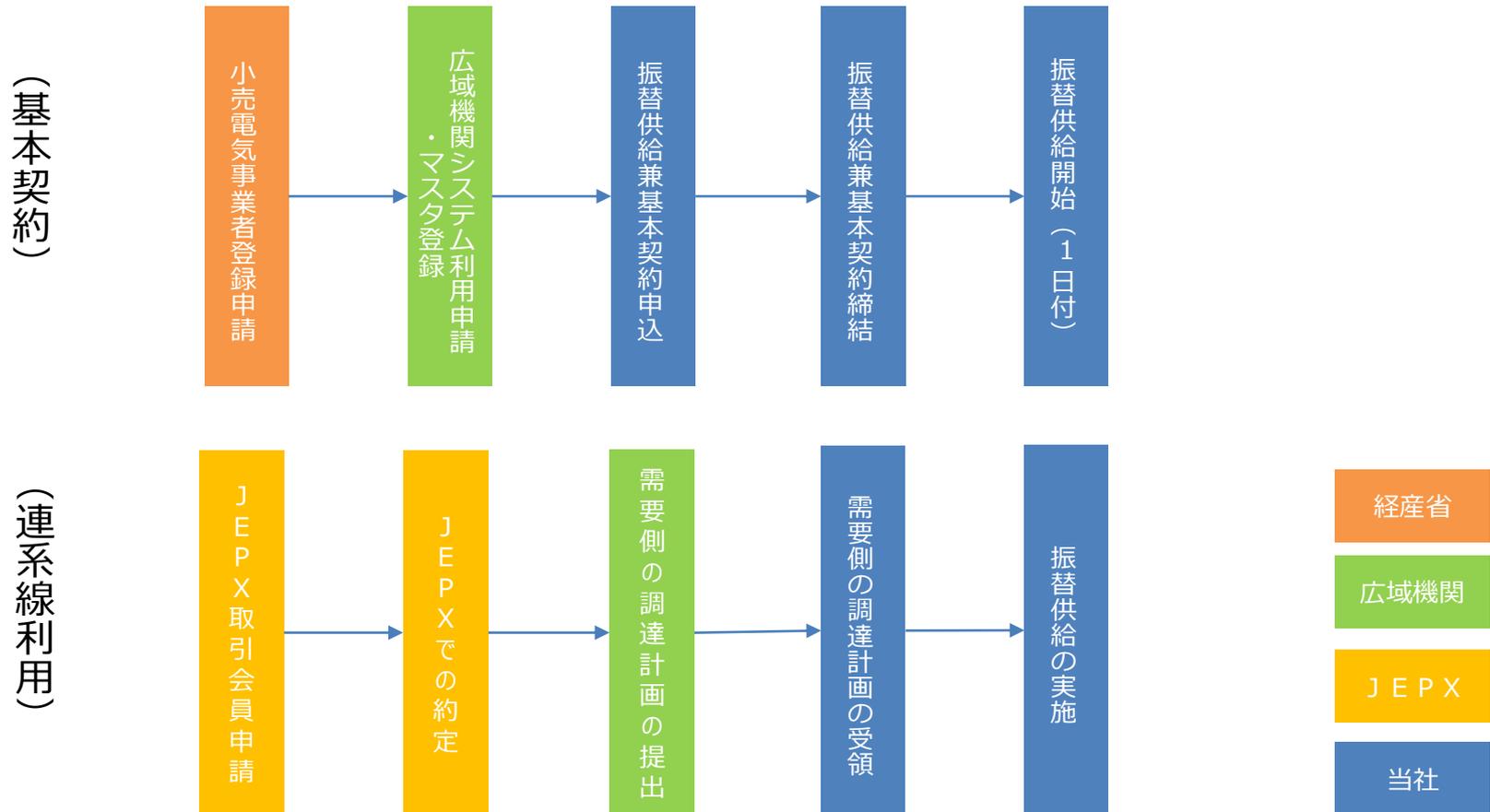
- 「接続供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約書および付随する覚書を締結します。
- 基本契約のお申込みの他に（需要側）供給地点ごとのお申込みが必要となります。また，沖縄を除く一般送配電事業者との振替供給契約の締結も必要となります。





2-4. お手続きの流れ（振替供給）

- 「振替供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約を締結します。

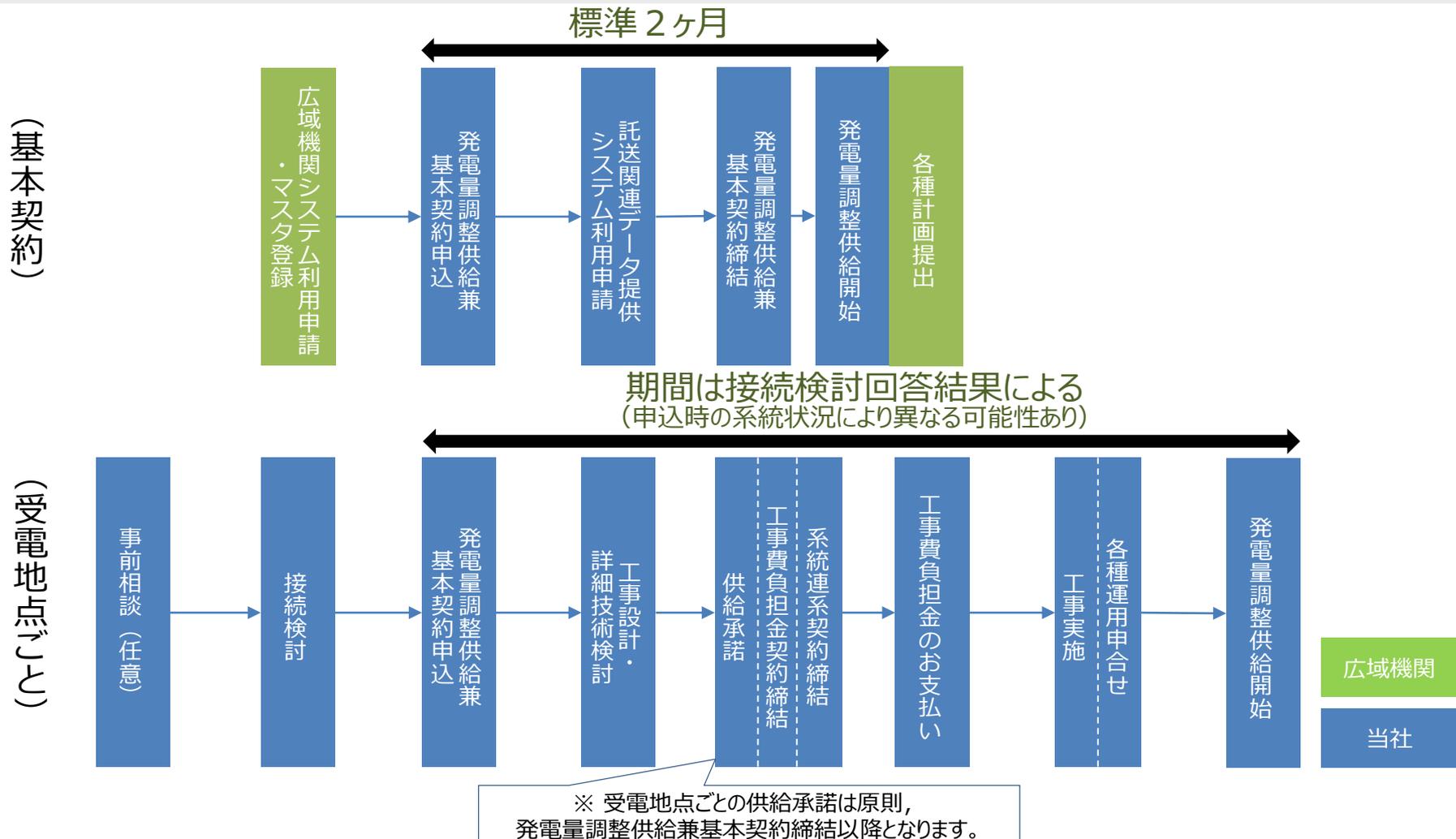


※ 2018年10月1日より間接オークションが導入され，連系線利用計画が廃止となり，連系線を利用する場合，JEPXを介する形式へと変更されました。JEPXでの約定結果を，広域機関へ提出する需要側の調達計画に反映し，弊社がその計画を受領することで，振替供給が行われます。



2-4. お手続きの流れ（発電量調整供給）

- 「発電量調整供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約および付随する覚書を締結します。
- 基本契約のお申込みの他に，受電地点ごとのお申込みが必要となります。発電側は接続検討申込（低圧は除く）も必要となります。





<参考> 要件別の問い合わせ一覧について

- 問い合わせ先：03-3509-1709（代表）
- 営業時間：月曜日～金曜日（休祭日を除く） 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00

振分番号	アナウンス内容		対応グループ
	第一階層	第二階層	—
1	電気のご使用に関するお申込みに関するお問い合わせ	1 低圧について	低圧受付第一グループ
		2 高圧以上について	高圧受付グループ
2	発電（発電場所）に関するお問い合わせ	1 特別高圧について	特高連系グループ
		2 高圧について	高圧連系グループ
		3 低圧について	低圧連系 ・卸業務グループ
		4 卸供給について	
3	託送料金の請求や計算に関するお問い合わせ		託送運営グループ
4	基本契約，託送供給等約款に関する問い合わせ		託送契約グループ



以上